

平成28年度末までの 暫定措置について

平成28年度末までの暫定措置について

① 本来の所定給付日数に加え、給付日数を60日間延長（個別延長給付）

- 解雇や倒産等により離職した者（以下「特定受給資格者」という。）などに対し、通常の90～330日の所定給付日数に加え、原則として給付日数を60日間を延長する。

② 雇止め等により離職した者の所定給付日数の拡充

- 雇止め等により離職した者については、通常は、一般の離職者と同じ給付日数（90～150日）であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数（90～330日）に拡充。

③ 常用就職支度手当の支給対象範囲の拡大（省令）

- 障害者などの就職困難者に対して再就職の際の初期費用を支援する常用就職支度手当について、平成21年度から暫定的に「40歳未満の者」を支給対象に追加。

①個別延長給付

個別延長給付の概要

特定受給資格者又は有期労働契約が更新されなかったために離職した者のうち、次のいずれかに該当し公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者につき、**所定給付日数を最大60日間延長**。

■対象者

- (1) 45歳未満の求職者のうち安定した就業の経験が少なく、離転職を繰り返している者 (※)
- (2) 以下の基準のいずれにも該当する地域（指定地域）に居住する求職者
 - ① 労働力人口に対する有効求職者割合が平成21年1月時点の当該割合の全国平均以上 (※)
 - ② 当該地域における有効求人倍率が平成21年1月時点の当該比率の全国平均以下 (※)
 - ③ 雇用保険の基本受給率が平成21年1月時点の当該比率の全国平均以上 (※)
- (3) 公共職業安定所長が、受給資格者の知識、技能、職業経験等を勘案し、特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者（個別支援）

【公共職業安定所長要件による支給対象者】

- ① 安定した就業の経験が少なく、離転職を繰り返している者
- ② 産業構造、労働市場の状況等からみて、再就職のために、その者が従事していた職種等を転換する必要があり、就業に着くことに時間を要する者
- ③ ①及び②のほか、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、適切な職業選択を行うことが著しく困難である者

(※) 平成26年4月より追加

個別延長給付の支給状況①

【年度別】

(単位：人、%)

	初回受給者数	前年度比
平成23年度	317,170	△12.3
平成24年度	222,030	△30.0
平成25年度	154,174	△30.6
平成26年度	100,905	△34.6

(注)各年度の数値は年度合計値である。

【月別】

(単位：人、%)

	初回受給者数	前年比
平成25年 7月	15,028	△26.5
8月	14,531	△33.8
9月	11,905	△29.3
10月	15,859	△28.5
11月	11,501	△35.6
12月	10,609	△27.3
平成26年 1月	14,637	△33.0
2月	9,339	△33.2
3月	8,928	△33.8
4月	9,853	△36.7
5月	9,205	△37.3
6月	8,061	△30.5
7月	10,783	△28.2
8月	9,250	△36.3
9月	8,422	△29.3
10月	10,556	△33.4
11月	7,074	△38.5
12月	6,902	△34.9
平成27年 1月	8,920	△39.1
2月	6,029	△35.4
3月	5,850	△34.5
4月	6,185	△37.2
5月	5,258	△42.9
6月	5,136	△36.3

個別延長給付の支給状況②

	①基本手当 支給終了者数 (特定受給資格者及び 特定理由離職者)	②個別延長給付 初回受給者数	③個別延長給付 支給終了者数	延長給付率 (②/①)	支給終了率 (③/②)
平成23年度	422,383人	317,170人	267,699人	75.1%	84.4%
平成24年度	332,305人	222,030人	210,288人	66.8%	94.7%
平成25年度	294,573人	154,174人	136,387人	52.3%	88.5%
平成26年度	225,145人	100,905人	89,776人	44.8%	89.0%
平成25年7月	27,480人	15,028人	11,854人	54.7%	78.9%
8月	27,221人	14,531人	10,776人	53.4%	74.2%
9月	23,634人	11,905人	11,784人	50.4%	99.0%
10月	30,760人	15,859人	12,832人	51.6%	80.9%
11月	23,383人	11,501人	10,281人	49.2%	89.4%
12月	21,929人	10,609人	10,085人	48.4%	95.1%
平成26年1月	28,411人	14,637人	12,309人	51.5%	84.1%
2月	18,877人	9,339人	9,973人	49.5%	106.8%
3月	19,637人	8,928人	9,542人	45.5%	106.9%
4月	18,913人	9,853人	8,924人	52.1%	90.6%
5月	17,915人	9,205人	7,867人	51.4%	85.5%
6月	16,568人	8,061人	7,182人	48.7%	89.1%
7月	21,028人	10,783人	8,340人	51.3%	77.3%
8月	18,971人	9,250人	6,615人	48.8%	71.5%
9月	19,064人	8,422人	8,443人	44.2%	100.2%
10月	22,526人	10,556人	8,298人	46.9%	78.6%
11月	16,776人	7,074人	6,387人	42.2%	90.3%
12月	17,543人	6,902人	7,097人	39.3%	102.8%
平成27年1月	22,185人	8,920人	7,884人	40.2%	88.4%
2月	16,319人	6,029人	6,360人	36.9%	105.5%
3月	17,337人	5,850人	6,379人	33.7%	109.0%
4月	16,126人	6,185人	5,854人	38.4%	94.6%
5月	13,978人	5,258人	4,426人	37.6%	84.2%
6月	14,937人	5,136人	4,522人	34.4%	88.0%

**②雇止め等により離職した者
(特定理由離職者)の給付日数の拡充**

雇止め等により離職した者(特定理由離職者) の給付日数の拡充の概要

次に掲げる理由により離職した者については、通常は、一般の離職者と同じ給付日数（90～150日）であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数（90～330日）に拡充。

I 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）

II 正当な理由のある自己都合により離職した者

- ①体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- ②妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
- ③父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
- ④配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
- ⑤次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更
 - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
 - iv) 自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
 - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避

※暫定措置の対象はI及びII（うち被保険者期間が6月以上12月未満の者）

【参考】特定受給資格者

倒産や解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

基本手当の受給資格要件及び所定給付日数について

	被保険者期間	給付日数
特定受給資格者	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	90～330日
特定理由離職者	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	90～150日 〔平成28年度末までの間 暫定措置により 「 <u>90～330日</u> 」に拡充〕
それ以外の離職者	12月以上必要 (離職の日以前2年間で)	90～150日

特定理由離職者数の推移(離職理由別)

○初回受給者数(人)

	特定理由離職者(合計)		特定受給資格者	特定受給資格者以外 ※	合計	
	雇止め	正当理由				
23年度	101,851	89,455	12,396	533,277	1,008,275	1,643,403
24年度	104,993	92,461	12,532	430,611	1,010,357	1,545,961
25年度	85,191	72,995	12,196	349,970	952,874	1,388,035
26年度	73,254	61,105	12,149	294,862	916,350	1,284,466

○受給者実人員(人)

	特定理由離職者(合計)		特定受給資格者	特定受給資格者以外 ※	合計	
	雇止め	正当理由				
23年度	35,041	31,298	3,743	250,178	339,734	624,953
24年度	35,149	31,359	3,791	198,750	342,378	576,277
25年度	30,745	27,015	3,730	171,980	324,133	526,858
26年度	24,576	20,931	3,645	132,763	309,713	467,052

○支給金額(億円)

	特定理由離職者(合計)		特定受給資格者	特定受給資格者以外 ※	合計	
	雇止め	正当理由				
23年度	470.6	426.7	43.9	3,864.4	4,681.8	9,016.7
24年度	469.9	425.9	44.1	3,154.8	4,701.6	8,326.3
25年度	410.1	366.7	43.4	2,732.3	4,432.6	7,575.0
26年度	328.9	286.0	42.9	2,067.5	4,235.2	6,631.6

※ 特定受給資格者以外：更新を希望しない雇止め離職者や正当理由のない自己都合離職者など
 ※ 支給金額は、業務統計値である。

特定理由離職者数の推移

(単位:人、%、億円)

	初回受給者数		受給者実人員		支給金額	
		前年度比		前年度比		前年度比
平成23年度	101,851	△3.1	35,041	△10.5	470.6	△12.6
平成24年度	104,993	3.1	35,149	0.3	469.9	△0.1
平成25年度	85,191	△18.9	30,745	△12.5	410.1	△12.7
平成26年度	73,254	△14.0	24,576	△20.1	328.9	△19.8
平成25年 7月	7,183	△1.0	39,396	△5.9	(注) 支給金額は業務統計値である。	
8月	7,453	△8.7	35,928	△9.5		
9月	5,010	△11.3	31,166	△7.9		
10月	6,532	△10.8	29,599	△12.3		
11月	6,664	△29.2	26,843	△18.1		
12月	4,382	△32.8	24,772	△19.8		
平成26年 1月	4,121	△41.4	23,309	△26.4		
2月	5,852	△39.0	21,889	△32.3		
3月	4,289	△39.6	20,641	△35.0		
4月	6,387	△26.2	21,531	△35.6		
5月	13,542	△22.4	29,484	△30.1		
6月	6,644	△12.7	30,136	△24.3		
7月	6,255	△12.9	30,009	△23.8		
8月	5,773	△22.5	27,962	△22.2		
9月	4,878	△2.6	25,995	△16.6		
10月	5,407	△17.2	24,436	△17.4		
11月	5,852	△12.2	22,525	△16.1		
12月	4,315	△1.5	21,824	△11.9		
平成27年 1月	3,862	△6.3	20,591	△11.7		
2月	5,617	△4.0	20,321	△7.2		
3月	4,722	10.1	20,099	△2.6		
4月	6,774	6.1	21,177	△1.6		
5月	11,859	△12.4	26,754	△9.3		
6月	6,928	4.3	29,559	△1.9		

(注1) 受給者実人員の各年度の数値は月平均値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

(注3) 月毎の集計部分は、対前年同月比である。

③常用就職支度手当

常用就職支度手当の概要①

常用就職支度手当は、受給資格者（基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満である者に限る。）、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、次のいずれかに該当する者の常用就職を促進するため、これらの者が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が必要と認めたとときに支給される。

■対象者

- イ 身体障害者
- ロ 知的障害者
- ハ 精神障害者
- ニ 就職日において45歳以上である再就職援助計画等の対象となる受給資格者
- ホ 季節的に雇用されていた特例一時金の受給資格者（特例受給資格者）であって、通年雇用奨励金の支給対象となる事業主に通年雇用される者
- ヘ 日雇受給資格者のうち、日雇労働被保険者として就労することを常態としていた者であって、就職日において45歳以上である者
- ト その他次に掲げる就職が困難な者
 - (イ) 駐留軍関係離職者、沖縄失業者求職手帳の所持者、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の所持者
 - (ロ) 刑余者
 - (ハ) 社会的事情により就職が著しく阻害されている者
 - (ニ) 安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、就職日において40歳未満であるもの

※就職日が平成21年3月31日から平成29年3月31日までの間の暫定措置

常用就職支度手当の概要②

■要件

- イ 安定所等の紹介により1年以上引き続いて雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと。
- ロ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ハ 待期期間又は離職理由、紹介拒否等による給付制限期間が経過した後職業に就いたこと。
- ニ 常用就職支度金を支給することがその者の職業の安定に資すると認められること。ただし、就職日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度金の支給を受けたことがある場合は、常用就職支度金は支給されない。

<受給資格者が安定した職業に就いた場合の手当>

残給付日数	1 / 3 以上	再就職手当 支給対象者に制限なし
	1 / 3 未 満	常用就職支度手当 障害者等の就職困難者

■支給額

基本手当日額×90×40%

(支給残日数が90日未満である場合は、その日数。ただし、45日を下限とする。体系的には次表のとおり。)

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	36日分の基本手当
45日以上90日未満	残日数の40%相当日数分の基本手当
45日未満	18日分の基本手当

※基本手当日額の上限額は、5,830円（60歳以上65歳未満は4,725円）

常用就職支度手当の支給状況

(単位:人、%)

	受給者数		身体障害者等	45歳以上の者	特例受給資格者	安定した職業に就くことが著しく困難な40歳未満の者	その他
		(%)					
平成22年度	11,225	(13.3)	1,488	1,653	328	7,304	452
平成23年度	9,894	(△11.9)	1,350	1,012	291	6,704	537
平成24年度	10,481	(5.9)	1,408	1,071	302	7,099	601
平成25年度	11,982	(14.3)	1,585	1,970	303	7,327	797
平成26年度	10,614	(△11.4)	1,415	1,222	337	6,631	1,009
平成25年7月	942	(19.5)	133	115	23	604	67
8月	1,107	(5.6)	114	164	5	773	51
9月	884	(27.2)	86	188	11	544	55
10月	1,136	(24.7)	95	308	6	662	65
11月	1,116	(14.7)	117	280	3	656	60
12月	1,000	(10.4)	136	182	9	614	59
平成26年1月	1,004	(23.3)	191	173	27	535	78
2月	796	(9.6)	126	124	25	457	64
3月	841	(△9.1)	111	115	39	489	87
4月	849	(△4.1)	120	153	57	453	66
5月	1,358	(△6.7)	206	205	89	737	121
6月	839	(2.9)	100	125	40	512	62
7月	862	(△8.5)	114	126	30	505	87
8月	978	(△11.7)	95	87	14	713	69
9月	786	(△11.1)	79	71	11	557	68
10月	877	(△22.8)	95	84	5	597	96
11月	808	(△27.6)	96	67	7	562	76
12月	781	(△21.9)	119	58	4	521	79
平成27年1月	824	(△17.9)	126	72	23	513	90
2月	761	(△4.4)	137	76	28	438	82
3月	891	(5.9)	128	98	29	523	113
4月	758	(△10.7)	109	95	40	430	84
5月	1,144	(△15.8)	216	101	60	649	118
6月	833	(△0.6)	147	55	39	515	77

(注) () 内は、対前年度比である。(月毎の集計部分は、対前年同月比)

論点

①これまで講じてきた暫定措置の効果をどのように考えるか。

- ▶ 個別延長給付
- ▶ 雇止め等により離職した者の所定給付日数の拡充
- ▶ 常用就職支度手当の支給対象範囲の拡大

②一部に厳しさがみられるものの、着実に改善が進んでいる雇用失業情勢の中で、今後の暫定措置の取扱いについてどのように考えるか。